平成２２年（フ）第２２３号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3457番地３　ソレイユ竹島201号
債務者　下畝喜美子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
奈良県香芝市逢坂２丁目682番地の４　ツィンクルカナヤ102号
債務者　井上　忠雄
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
奈良県大和高田市曽大根１丁目６番１号、前住所奈良県大和高田市東中２丁目５番38号
債務者　木村　芽枝（旧姓辻本）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
奈良県大和高田市大字池田248番地の２
債務者　橋本　雅美
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
奈良県大和高田市昭和町２番１―509号、前住所京都府亀岡市千代川町千原２丁目４番５―406号
債務者　吉田　憲志
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
奈良県大和高田市神楽３丁目７番16号
債務者　森　　弘子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
奈良県香芝市五位堂５丁目106番地の６
債務者　名倉　祐介
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１６１３号
名古屋市中区錦１丁目７番42号　キャナルリードハウス403号
債務者　黒﨑久美子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７１２号
大阪市西成区天下茶屋東１―３―27　天下茶屋東ハイツ、住民票上の住所大阪市西成区梅南１丁目６番４―503号
債務者　竜田　　亨
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１７６号
大阪市旭区高殿６丁目14番１―403号
債務者　徳井　康家
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３７号
大阪府八尾市八尾木４丁目６番地　グランドメゾン曙402号
債務者　須藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４４２号
大阪市生野区桃谷２丁目23番22号
債務者　吉益喜代子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４３６号
大阪府寝屋川市下神田町４番８号
債務者　西山　　真
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４９８号
大阪市浪速区幸町１丁目３番11―403号
債務者　安田佐代子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９０２号
大阪府東大阪市河内町７番３号長尾文化１Ｆ
債務者　木村　博明
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９４６号
大阪府枚方市船橋本町１丁目712番地の４　215
債務者　清水保乃加
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９７９号
大阪府吹田市内本町２丁目８番11号
債務者　小寺　勝己
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部